

広島県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和五十八年十一月十七日農林水産省告示第二千八百八十二号、昭和五十八年十二月十九日農林水産省告示第二千五百九十三号（三に係るものに限る。）、昭和五十七年七月六日農林水産省告示第九十八号、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十五号（一に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）